

東京薬科大学研究データポリシー・解説

本解説は、「東京薬科大学研究データポリシー」の補足的解説として、背景、語釈等を記載したものである。囲みの中にポリシー本文を示し、その後に解説を示す。

1. 目的に関する解説

(目的)

東京薬科大学（以下「本学」とする。）は、「ヒューマニズムの精神に基づいて、視野の広い、心豊かな人材を育成し、薬学並びに生命科学の領域にて、人類の福祉と世界の平和に貢献する」ことを理念として掲げている。

この理念のもと、本研究データポリシーは、本学の研究過程で得られた研究データの管理および公開に関する基本指針を示すことで、研究の質と透明性を向上させるとともに、研究データの利活用を促進し、さらなる研究の発展と社会への還元に資することを目的とする。

1-1. 研究データ管理が求められる背景

・研究公正

研究データを適切に管理することは、研究の公正性を主張する根拠となり、研究、および、研究者を守ることになる。

・オープンサイエンスの推進

オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、論文のみならず研究データを適宜公開することは、社会への知識の普及と研究データの利活用の推進につながる。この認識のもと、オープンサイエンスを推進すべく、本学の研究データ管理・公開体制を整備する。

2. 研究データの定義に関する解説

(研究データの定義)

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究者が本学における研究活動において収集または生成したデータを指す。データ形式やデータの加工段階は問わない。

2-1. 適用データの範囲

本ポリシーにおける「研究データ」とは、広範なものであり、2-3 で定義する研究者が研究過程で収集・生成したデータ、ならびにそれらを解析・加工したデータを含み、データ形式やデータの加工段階は問わない。ただし、学生が教育目的のみで収集・生成したデータは含まないものとする。

2 – 2. 研究データの例示

研究データには、研究成果において透明性や再現性確保に必要な根拠データが含まれる。ただし、研究分野により根拠データの範囲や性質が異なる場合は、ガイドライン等において適切に定めることとする。研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合は、本ポリシーの対象となる。本学の研究者と外部の研究者との共同研究で生成した研究データを本ポリシーの対象とするか否かは一概に規定することは困難であるため、ガイドライン等で定めることとする。研究データの具体例を以下に示す。

- ・観測・実験データ
- ・実験ノート、研究ノート、フィールドノート
- ・アンケート
- ・インタビューの録音データ等の音声、画像
- ・試料や標本等の有体物
- ・統計データ
- ・観測・実験データ等の一次データを分析・処理して作成された加工データや解析データ

2 – 3. 研究者の定義

本ポリシーの対象となる研究者は、原則として、本学に所属する全ての役員・教職員、研究員、ならびに博士課程・修士課程・学士課程に在学する学生、研究生、専攻生等、本学で修学し研究活動を実施する者とする。常勤、非常勤等の身分や客員教授等の呼称は問わない。ただし、データ管理、および、公開における個別の事案に関して、研究者の定義を別に定める必要がある場合は、ガイドライン等で定める。

3. 研究データの管理および公開に関する解説

(研究データの管理および公開)

本学は、本学の研究過程で収集・生成した研究データを適切に管理し、可能な限り公開し利活用に供する。ただし、研究分野の特性を踏まえ、法令および本学の諸規程ならびに他者の権利を害さない範囲内において、適切にこれを実施する。

3 – 1. ヒトを対象とする研究

「生命・医学系指針」の適用範囲に含まれるヒトを対象とする研究及び生命科学・医学系研究を対象とした場合は、事前に「ヒトを対象とする医学・薬学並びに生命科学系研究倫理審査委員会」の審査を経ることが求められる。

3 – 2. 研究データの公開

研究データを公開する際は、可能な限り「FAIR原則」に準拠する。「FAIR原則」とは、

データを共有するための基準となる国際的な原則であり、「FAIR」は、「Findable（見つかる）」「Accessible（アクセスできる）」「Interoperable（相互運用できる）」「Re-usable（再利用できる）」の略でデータ公開の適切な実施方法を表現している。本原則に準拠したデータを作成する機運が国際的に高まっており、オープンサイエンスを推進するうえで重要な役割を果たす。

4. 研究者の責務に関する解説

(研究者の責務)

本学の研究者は、原則として、自らが収集・生成した研究データを適切に管理する。また、研究者は、研究データ公開の意義を理解し、研究データを公開するよう努め、公開の可否、および、その時期、範囲を決定する。

4-1. 研究データの保存

文書、数値データ、画像など「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とし、試料（実験試料、標本）や装置など「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、研究分野により研究データの性質が異なり、管理あるいは公開に特段の配慮が必要な場合は、ガイドライン等において定めることとする。

研究者が異動または退職する場合は、本学が研究データの最終的な管理責任を果たせるよう、本学が提供する情報基盤上で保存することを推奨する。研究データの移管・帰属に関しては、分野の特質を踏まえ、ガイドライン等で定めることとする。

4-2. 公開可否の判断

研究者は、研究データの公開にあたって、関連法令、国や国際機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理規範、各種契約、本学が定める規則等、その他これに準ずる定めを遵守した上で公開すべきデータと非公開とすべきデータの区別を適切に判断し実施する。ただし、関連文書・法規等を確認し、適切な対応が必要である場合は、ガイドライン等で詳細を定めることとする。

〔相談先〕

教学 IR 研究推進課（知財・共同研究・受託研究（企業）・特許・MTA に関する担当者）

sangaku-ml@toyaku.ac.jp ●→@

4-3. 利用条件の指定

公開した研究データを第三者が利用する際の利用条件を指定する。指定した利用条件は、リポジトリ登録の際にメタデータとして適切に記述する。利用条件は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを推奨する。

5. 大学の責務に関する解説

(大学の責務)

大学は、研究の発展と社会への還元のため、研究データの管理、および、公開の支援環境を整備する。

5 – 1. 研究データ管理・公開の支援体制整備

大学は、研究者が適正な研究データの保存・管理・公開・利活用が可能となる環境を整備する。具体的に、大学が整備するものは以下の通りである。

- ・研究データ管理・保存基盤の提供
- ・研究データ管理計画等の作成支援
- ・研究データ公開基盤（リポジトリ）の提供
- ・公開研究データのメタデータ作成支援
- ・研究データの管理、公開、利活用に関わるガイドライン等の策定
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

6. ポリシーの見直しに関する解説

(ポリシーの見直し)

本学は、社会状況や学術環境の変化に応じて、適宜、本ポリシーの見直しを実施する。

6 – 1. ポリシーの改定

データの保存・管理・公開の在り方は、社会情勢や学術環境に応じて変化すると想定できるため、本ポリシーについても柔軟に見直す。